

## 住民税の申告

申告が必要な方や前年に申告した方には、2月9日に住民税の申告書を郵送します。また、新たに電子申告も可能になりました。  
混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。

### ●申告の相談が必要な方は申告会場へ

対 ①令和8年1月1日現在、区内に住所があり、令和7年中に所得があった方。

ただし、次のいずれかに該当する方は区への申告は不要です

①税務署に令和7年分の所得税の確定申告をする

②給与収入のみで、勤務先から大田区に給与支払報告書が提出されている

③公的年金などの収入のみで、年金支払者から大田区に公的年金等支払報告書が提出されている

※②③の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です

④区内に住所はないが事務所・事業所がある方

日 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後4時30分(土・日曜、休日を除く)

会 区役所本庁舎2階

### ●申告に必要なもの

①令和7年中の収入などが分かるもの(源泉徴収票、給与明細書など)

②各種控除の申告に必要な書類(証明書、明細書など)

③マイナンバーの番号確認書類※1と身元確認書類※2

※1マイナンバーカード、通知カード(記載事項に変更のないもの)、個人番号が記載された住民票のいずれか

※2マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、パスポートなど

代理申告は、委任状、委任者の番号確認書類、代理人の身元確認書類が必要です

### ●所得がなかった方も申告をお願いします

住民税の申告は、以下の手続きの基礎資料となるため、令和7年中に所得がなかった方も申告が必要です。令和7年中の合計所得が58万円(給与収入のみの場合は123万円)以下の方を扶養している場合は、申告書に扶養親族の氏名などを記入してください。

### ●住民税の申告が必要となる手続き

①国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料の算定

※世帯の所得が一定以下の場合、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の均等割額が軽減される制度があります

②児童手当などの受給

③教育、保育、福祉などのサービス利用

④非課税証明書の発行

問 ①国保年金課国保資格係 TEL 5744-1210 FAX 5744-1516

国保年金課後期高齢者医療資格担当 TEL 5744-1608 FAX 5744-1677

②～④課税課課税担当 FAX 5744-1515(共通)

大森地区 TEL 5744-1194 調布地区 TEL 5744-1195

蒲田地区 TEL 5744-1196

## 所得税・贈与税などの申告

### ●e-Taxをご利用ください

国税庁HPから自宅で所得税・消費税・贈与税の申告書、収支内訳書、青色申告決算書を作成できます。

### ●所得税・復興特別所得税の申告・納付期間=3月16日まで

対 次のいずれかに該当する給与所得者

①給与の収入金額が2,000万円を超える

②給与を1か所から受け、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える

③給与を2か所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

④上記①～③以外で各種所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引き、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額などを差し引いた後、残額がある

⑤上場株式などにかかる譲渡損失と配当所得との損益通算や繰越控除の特例の適用を受ける

### ●公的年金などの受給者で申告不要の方

対象者は所得税・復興特別所得税の申告は不要ですが、還付を受ける場合は申告が必要です。また、住民税の申告は必要となる場合があります。

対 次の全てに該当する方

①公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下

②公的年金などの収入の全てが源泉徴収の対象となる

③公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下

### ●贈与税の申告・納付期間=3月16日まで

対 令和7年中に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える

※相続時精算課税を選択した方は、110万円以下であっても申告が必要です

### ●消費税・地方消費税(個人事業者)の申告・納付期間=3月31日まで

対 次のいずれかに該当する個人事業者

①基準期間(令和5年分)の課税売上高が1,000万円を超える

②消費税課税事業者選択届出書を提出している

③上記①②に該当しない場合で、令和6年1月1日～6月30日の課税売上高が1,000万円を超える(この1,000万円の判定は、給与などの支払いの合計額に代えることも可)

④適格請求書(インボイス)発行事業者として登録を受けている

問 大森税務署 TEL 3755-2111 雪谷税務署 TEL 3726-4521

蒲田税務署 TEL 3732-5151

### ●にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください

税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

問 東京税理士会 TEL 3356-4476

## 区民のひろば

●掲載できるのは大田区社会教育関係団体に登録のある団体です

●申込期限は掲載希望月の2か月前の1日です。ただし、1日が閉庁日の場合は翌開庁日

●電子申請ができます

●申し込み時に大田区社会教育関係団体の登録証の提出が必要です

コーラス体験会 2月10日(火)午前9時30分～11時30分、アリコ、先着30名、電話 TEL 090-1437-4899吉田

氣功経絡体操体験会(4日制) 2月10・17・24日、3月3日(火)午前9時45分～正午、蒲田図書館、3,600円、電話 TEL 090-4014-4690東

初めての英会話 2月10日(火)午後1時30分～2時30分、消費者生活センター、抽選で5名、1,000円、電話 TEL 090-4710-0847山田

初めて弾くピアノ(2日制) 1人30分のレッスンです。①2月10・17日(火)②2月25日、3月4日(水)午後6時30分から、田園調布せせらぎ館、各1,000円、開催2日前までに電話 TEL 050-7122-5506小野

篠笛演奏会 2月11日(祝)午前10時から

ら、田園調布せせらぎ館、先着30名、2月10日までに電話 TEL 070-6426-0428重松

やさしくて楽しい手品教室 2月11日(祝)・25日(水)午前10時～正午、スマイル大森、各500円、電話 TEL 080-3542-4560中村

映画「カランコエの花」上映＆解説 2月11日(祝)午後2時30分～4時、エセナおおた、先着70名、2月9日までに電話 TEL 6423-1840坂倉

フラワーアレンジメント 2月14・21・28日(土)午前10時～正午、消費者生活センター、各3,500円、電話 TEL 090-8306-6774霜村

楽しいダンス体験会 3歳～小学2年生。2月14・28日(土)午後6時～7時、萩中文化センター、先着各8名、開催前日までに電話 TEL 090-3622-1075徳山

掲載の催しは区の主催ではありません。ご自身の責任で参加してください。

●掲載申し込み=催し名、サークル名、日時、場所、講師名、費用、問い合わせの氏名・〒住所・電話番号を明記し、〒144-8621大田区役所広聴広報課「区民のひろば」係へ●締切=掲載月2か月前の1日必着●開催日や申込締切日が1～9日までのものは前月の1日号、10日以降のものは当月の1日号に掲載します。●掲載できないもの①営利目的や売名目的、講師が主催する教室と認められるもの②政治・宗教関係③同一の人物か団体で、前回の掲載から6か月経過していない催し④会員の募集が目的のものなど ※令和8年5月1日号に掲載する場合、次に掲載できるのは令和8年11月1日号です●紙面の都合で全てを掲載できない場合があります●費用の記入がないものは原則無料

### 令和8年4月1日号から

区民のひろばの掲載要件が変わります

5月1日号の申込期限は3月1日必着です!

外国人講師が教える旅行英会話 60歳以上の方。2月16日、3月2日(月)午後3時～3時50分、消費者生活センター、先着各10名、電話 TEL 080-6890-3728小原

西川流日本舞踊教室 2月16日、3月9日(月)、2月18・25日、3月4日(水)午前9時～正午、大森西区民センター、各3,000円、電話 TEL 090-2135-0718清木

初めての短歌 2月22日(日)午前9時30分～11時30分、消費者生活センター、先着50名、電話 TEL 090-5412-1239三瓶

行政書士・弁護士相続合同相談会 2月22日(日)午前10時から、大田区民プラザ、電話 TEL 090-2443-2555石井

親子スポーツチャンバラ体験会 2月23日(祝)午後1時30分～3時、大田文化の森、先着20組、2月22日までに電話

TEL 080-2349-4138峯

器楽合奏団演奏会 2月28日(土)午後1時～4時、アリコ、先着175名、当日会場 TEL 090-1045-6079谷内

中国語映画・連続ドラマ学習会 中・上級学習者向け。3月5日(木)午後7時～8時30分、大田区民プラザ、先着5名、2月10～20日に電話 TEL 070-8335-1963王

蘭展 3月7日(土)～9日(月)午前9時～午後5時(7日は午前11時から)、大田区民プラザ、当日会場 TEL 3757-7501佐伯

寿ハイキング 鎌倉の祇園山・鶴岡八幡宮を歩きます。3月15日(日)午前7時集合、先着50名、500円(中学生以下は100円)交通費別、往復はがき(〒143-0012大森東4-3-12)2月28日消印有効 TEL 090-2224-7053伊藤